

安全管理規程

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)
- 第 2 章 市長の責務(第 4 条—第 7 条)
- 第 3 章 安全管理の組織(第 8 条)
- 第 4 章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに運航管理者代行の指名(第 9 条—第 13 条)
- 第 5 章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制(第 14 条—第 16 条)
- 第 6 章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限(第 17 条—第 20 条)
- 第 7 章 安全管理規程の変更(第 21 条)
- 第 8 章 運航計画、配船計画及び配乗計画(第 22 条—第 24 条)
- 第 9 章 運航の可否判断(第 25 条—第 29 条)
- 第 10 章 運航に必要な情報の収集及び伝達(第 30 条—第 32 条)
- 第 11 章 輸送に伴う作業の安全の確保(第 33 条—第 38 条)
- 第 12 章 輸送施設の点検整備(第 39 条—第 41 条)
- 第 13 章 海難その他の事故の処理(第 42 条—第 49 条)
- 第 14 章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等(第 50 条—第 54 条)
- 第 15 章 雑則(第 55 条—第 57 条)

附 則

令和 4 年 4 月 1 日
塩 竈 市

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、市長が定める安全方針に基づき、担当課内に安全最優先意識の徹底を図り、職員がこれを徹底して実行すべく、本市の使用する旅客船(以下「船舶」という。)の業務(付随する業務を含む。以下同じ。)を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって船舶による輸送(以下「輸送」という。)の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程における用語の意義は、次の表に定めるところによる。

番号	用語	意義
(1)	安全マネジメント態勢	安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され及び維持される状態
(2)	安全方針	市長が定める輸送の安全を確保するための本市としての意図及び方向性
(3)	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
(4)	安全統括管理者	市長が選任した輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
(5)	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統括責任者
(6)	運航管理補助者	運航管理者又は運航管理者代行の職務を補佐する者
(7)	運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(8)	運航管理員	船舶の運航管理及びその他輸送の安全確保に関する業務に従事する者
(9)	陸上作業員	陸上において、旅客の整理及び誘導等の作業に従事する者
(10)	船内作業員	船舶上において、旅客の整理及び誘導等の作業に従事する者
(11)	運航計画	起終点、寄港地、航行経路、航海速力、運航回数、発着時刻及び運航の時季等に関する計画
(12)	配船計画	運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航、入渠及び予備船の投入等に関する計画
(13)	配乗計画	乗組員の編成及び勤務割り等に関する計画
(14)	発航	現在の停泊場所を解らんして次の目的港への航海を開始すること
(15)	基準航行	基準経路を基準速力により航行すること
(16)	港内	港則法(昭和 23 年法律第 174 号)に定める港の区域内(港則法に定めのない港については港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)の港湾区域内、港則法及び港湾法の適用のない港については社会通念上港として認められる区域内)。ただし、港域が広大であって船舶の運航に影響を与えるおそれのない港域を除く。

(17)	入港	港の区域内及び港湾区域内等において、狭水路及び関門等を通航して防波堤等の内部へ進航すること
(18)	運航の中止	発航、基準航行又は入港(着岸)を中止すること
(19)	反転	目的港への航行の継続を中止し、発航港へ引返すこと
(20)	気象・海象	風速(10分間の平均風速)、視程(目標を認めることができる最大距離。ただし、視程が方向によって異なる場合はその中の最小値をとる。)及び波高(隣り合った波の峰と谷との鉛直距離)
(21)	運航基準図	航行経路(起終点、寄港地、針路、変針点等)、標準運航時刻、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間及びその他航行の安全を確保するために必要な事項
(22)	船舶上	船舶の舷側より内側。ただし、舷てい、歩み板及びシップラップ等船舶側から属具又は施設を架設した場合はその先端までを含む
(23)	陸上	船舶上以外の場所。ただし陸上施設の区域内に限る。
(24)	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物
(25)	陸上施設	岸壁(防舷設備を含む。)、可動橋、人道橋、旅客待合室、駐車場等船舶の係留、旅客及び車両の乗降等の用に供する施設
(26)	担当課	市民生活部浦戸交通課
(27)	担当課長	市民生活部浦戸交通課長
(28)	担当部長	市民生活部長

(運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策)

第3条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準及び事故処理基準を別に定める。

- 2 船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。
- 3 旅客の乗下船、船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物等の取扱い及び旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。
- 4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。
- 5 地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合には、[塩竈市災害対策本部運営要綱\(平成16年庁訓第7号\)](#)に定めるところにより、地震防災対策を実施するものとする。

第2章 市長の責務

(市長の主体的関与)

第4条 船舶による輸送の安全確保のため、市長は次に掲げる事項について主体的に関与し、担当課全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- (1) 関係法令の遵守と安全最優先の原則の徹底
- (2) 安全方針の設定
- (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行

- (4) 重大な事故等に対する確実な対応
- (5) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持し、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること
- (6) 安全マネジメント態勢の見直し

(市長の責務)

第5条 市長は、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条及び7条に掲げる内容について、確実に実施する。

- 2 市長は、事業として行う輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

(安全方針)

第6条 市長は、安全管理にかかわる本市の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、担当課内部へ周知する。

- 2 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。

- (1) 関係法令の遵守及び安全最優先の原則
- (2) 安全マネジメント態勢の継続的改善

- 3 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、市長の率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。

- 4 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実施するため、安全重点施策を策定し実施する。

- 2 安全重点施策は、担当課が策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。

- 3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段及び日程等を含むものとする。

- 4 安全重点施策は毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者を置く。

- (1) 安全統括管理者 1人
- (2) 運航管理者 1人
- (3) 運航管理補助者(うち1名は運航管理者代行) 5人

- 2 本市の管理する区域は、次のとおりとする。

塩竈～朴島航路全域

第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに運航管理者代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第 9 条 市長は、海上運送法施行規則(昭和 24 年運輸省令第 49 号)第 7 条の 2 の 2 に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第 10 条 市長は、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第 7 条の 2 の 3 に規定する要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第 11 条 市長は、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき
- (3) この規程に違反することにより、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(運航管理補助者の選任及び解任)

第 12 条 市長は、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理補助者を選任する。

2 市長は、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理補助者を解任する。

(運航管理者代行の指名)

第 13 条 運航管理者は、運航管理補助者の中から運航管理者代行を指名しておくものとする。

第 5 章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

第 14 条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制にななければならない。

2 安全統括管理者が、その職務を執ることができないときは、担当部長が職務を執るものとする。

(運航管理者の勤務体制)

第 15 条 運航管理者は、船舶が就航している間は、原則として担当課に勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離れるときは運航管理者代行又は運航管理補助者と常時連絡できる体制にななければならない。

2 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に運航管理者と運航管理者代行又は運航管理補助者との連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間、運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を代行するものとする。

(運航管理補助者の勤務体制)

第 16 条 運航管理補助者は、船舶が就航している間は、原則として担当課に勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離れるときは運航管理者に連絡しなければならない。

第 6 章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

第 17 条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確認し、実施し、維持すること。
- (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況並びに事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を市長へ報告し、記録すること。
- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を担当課内部へ徹底するとともに、この規程の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第 18 条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統轄し、この規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。
 - (2) 船舶の運航全般に関し、船長と協力して輸送の安全を確保すること。
 - (3) 運航管理員及び陸上作業員を指揮監督すること。
- 2 運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

(運航管理者代行の職務)

第 19 条 運航管理者代行は、自己の勤務する担当課が管理する区域内にある船舶の運航の管理に関して、運航管理者を補佐し、運航管理者がその職務を執行できないときは、その職務を代行するとともに、運航管理者の指揮を受けて次の事項を分担する。

- (1) 気象・海象に関する情報、旅客数及び車両数、港内事情その他船舶の運航の管理のために必要な情報の収集並びに船長への伝達
- (2) 運航基準図の作成又は改定のための資料の収集
- (3) 陸上における危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する作業の指揮監督
- (4) 陸上における旅客の乗下船、車両の積込み及び陸揚げ並びに船舶の離着岸の際における作業の指揮監督並びに船舶上におけるこれらの作業に関する船長への助言
- (5) 陸上施設の点検及び整備
- (6) 旅客等が遵守すべき事項等の周知

(運航管理補助者の職務)

第 20 条 運航管理補助者は、運航管理員の中から運航管理者が指名するものとし、運航管理者又は運航管理者代行を補佐するほか、運航管理者又は運航管理者代行がその職務を執行できないときは、その職務を代行する。

第7章 安全管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

- 第21条** 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、課内組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは、遅滞なく規程の変更を発議しなければならない。
- 2 安全統括管理者又は運航管理者は、前項の発議をしようとするときは、船長の意見を十分に聴取しなければならない。
- 3 市長は、第1項の発議があったときは、関係部(課)の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

- 第22条** 運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、運航管理者が安全性を検討し、市長が決定する。
- 2 運航管理者は、次の事項についてその安全性を検討するものとする。
- (1) 使用船舶の構造、設備及び性能
 - (2) 陸上施設の構造、設備及び性能
 - (3) 使用船舶及び陸上施設の適合性
 - (4) 使用港の港勢並びに航路の自然的性質及び交通状況
 - (5) 運航ダイヤ
 - (6) その他輸送の安全の確保上必要と認める事項

(配乗計画の作成及び改定)

- 第23条** 配乗計画を作成又は改定する場合は、運航管理者が安全性を検討し、安全統括管理者が決定する。
- 2 運航管理者は、次の事項についてその安全性を検討するものとする。
- (1) 法定乗組員並びに法定乗組員以外の乗組員及び予備員が適正に確保されていること。
 - (2) 航路に関する気象・海象、地形、障害物及び交通事情等に精通した運航管理員が乗組むこととなっていること。
 - (3) その他輸送の安全の確保上必要と認める事項

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

- 第24条** 運航計画、配船計画又は配乗計画を臨時に変更する必要がある場合は、運航管理者が安全性を検討し、安全統括管理者が決定する。
- 2 船舶、陸上施設又は港湾の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、運航管理者及び船長は協議により運航休止、寄港地変更等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

第9章 運航の可否判断

(運航の可否判断)

第 25 条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航の中止の措置をとらなければならない。

2 船長は、運航中止に係る判断を行うにあたって、自ら直ちに判断することが困難で詳細な検討を行う必要があると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。

3 前項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。

4 船長は、運航の中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。

5 運航管理者は、船長が運航の中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。

6 運航の中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

第 26 条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航の中止を判断した場合において、船長から運航の中止の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航の中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。

2 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は入港を促し若しくは指示してはならない。

(市長又は安全統括管理者の指示)

第 27 条 市長又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航の中止に係る情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。

2 市長又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航の中止の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。

3 市長又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が(運航管理者を経由して)あった場合は、その理由を求めなければならない。この場合において、理由が適切と認められない場合は、運航の中止を指示しなければならない。

(運航管理者の援助措置)

第 28 条 運航管理者は、船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地における使用岸壁の手配等適切な援助を行うものとする。

(運航の可否判断等の記録)

第 29 条 運航管理者及び船長は、運航の中止の基準にかかる情報、運航の可否判断、運航の中止の措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

第 10 章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(運航管理者の措置)

第 30 条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握するものとする。

(1) 気象・海象に関する情報

- (2) 港内事情、航路の自然的性質
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 乗船した旅客数
- (6) 乗客待合所における乗船待ちの旅客数
- (7) 船舶の動静
- (8) その他航行の安全の確保のために必要な事項

2 前項のうち第4号及び第5号に規定する事項については、必ず船長へ連絡し、その他の事項については、必要に応じて連絡するものとする。

(船長の措置)

第31条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。ただし、第1号及び第2号に規定する事項については運航管理者代行への連絡をもって代えることができる。

- (1) 発航前検査を終え出港するとき
- (2) 運航基準に定められた地点に達したとき
- (3) 入港したとき
- (4) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
- (5) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関その他設備等に修理又は整備を必要とする事態が生じたとき

2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め必要に応じて運航管理者に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 障害物(浮流物)及び鯨類の目撃に関する情報
- (3) 海上保安部及び航行中の他の船舶より発せられる運航に関する情報等
- (4) その他航行中の水路の状況

(運航基準図)

第32条 運航管理者は、運航基準図を各航路及び各船舶ごとに作成しなければならない。

2 運航管理者は、前項の運航基準図の作成に際しては、船長と十分協議するものとする。

3 運航基準図に記載すべき事項は、運航基準に定めるところによる。

第11章 輸送に伴う作業の安全の確保

(作業体制)

第33条 作業員の具体的配置、その他の作業体制については作業基準に定めるところによる。

(危険物等の取扱い)

第34条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

(旅客の乗下船等)

第 35 条 旅客の乗船、下船及び船舶の離着岸時の作業については作業基準に定めるところによる。

(船内巡視)

第 36 条 船長は、別に定める船内実施要領に従い船内作業員を旅客区域、その他必要と認める場所を巡視させ、法令及び塩竈市旅客及び貨物運送約款(昭和 19 年告示第 37 号)に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させなければならない。

2 船内作業員は、異常を発見したときは船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。ただし、急を要する場合であって船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかに船長に報告するものとする。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

第 37 条 運航管理者及び船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、それぞれ陸上及び船内において、旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

(飲酒等による業務の禁止)

第 38 条 乗組員は、飲酒等の後、呼気 1 リットル中のアルコール濃度が 0.15 ミリグラム以上である間、当直業務を実施してはならない。

2 船長は、乗組員が飲酒等の後、呼気 1 リットル中のアルコール濃度が 0.15 ミリグラム以上である間、当直業務を実施させてはならない。

第 12 章 輸送施設の点検整備

(船舶検査結果の確認)

第 39 条 運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

(船舶の点検整備)

第 40 条 船長は、次の設備、装置等について点検簿を作成し、それに従って、原則として毎日 1 回以上点検を実施するものとする。ただし、当日、発航前検査を実施した事項については点検を省略することができる。

- (1) 船体
- (2) 機関
- (3) 排水設備
- (4) 操舵設備
- (5) 係船設備
- (6) 揚錨設備
- (7) 救命設備
- (8) 消防設備
- (9) 無線設備
- (10) 脱出設備
- (11) 非常用警報装置
- (12) 照明設備

- (13) 航海用具
 - (14) 乗降用設備
 - (15) 放送設備
 - (16) その他(衛生設備、掲示板等)
- 2 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちに運航管理者に次の事項を報告(運航管理者代行を経由する場合を含む。)するものとする。
- (1) 異常のある個所(次号に掲げるものを除く。)及びその状況並びにそれに対して講じた措置
 - (2) 乗組員のみでは修復整備できない異常のある個所及びその状況
- 3 運航管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに安全統括管理者に対し、当該状況を通報し、乗組員が行った措置に対する検討又は修復整備を求めるものとする。
- (陸上施設の点検整備)

第 41 条 運航管理者は、陸上施設点検簿に基づいて毎日 1 回以上次の施設等の点検を実施するものとする。

- (1) 係留施設(防舷材、ビット、岸壁等)
 - (2) 乗降用施設(タラップ等)
 - (3) 船客待合所(消火設備、掲示板等)
- 2 運航管理者は、前項の点検中、異常を発見したとき(運航管理者代行から異常を発見した旨の報告を受けたときを含む。)は、直ちに安全統括管理者に当該状況を通報し、その修復整備を求めるものとする。なお、当該施設が港湾管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知して、その修復整備を求めるものとする。

第 13 章 海難その他の事故の処理

(事故処理にあたっての基本的態度)

第 42 条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先とすること。
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。
- (5) 陸上従業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。

(船長のとるべき措置)

第 43 条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び塩釜海上保安部等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

- 2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信(遭難信号)又は緊急通信を発しなければならない。
- (運航管理者のとるべき措置)

第 44 条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速やかに報告しなければならない。

2 前項の措置は、[第 47 条](#)に定める場合を除き、事故処理基準に定める事故処理組織を指揮して行うものとする。

(市長及び安全統括管理者のとりべき措置)

第 45 条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、市長へ速やかに報告しなければならない。

2 市長及び安全統括管理者は、事故状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。

(非常対策本部)

第 46 条 市長は、事故の規模あるいは事故の及ぼす社会的影響が大きいため、全庁的体制でこれを処理する必要があると認めるときは、事故処理基準に定める非常対策本部を発動し、これを指揮して行うものとする。

(通信の優先処理)

第 47 条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。通信運用の責任者は、あらかじめ事故時の通信回線の確保及び統制のための手引きを定めておき、事故処理に際しては、速やかに通信回線の確保及び統制のために必要な措置をとらなければならない。

(関係官署への報告)

第 48 条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに東北運輸局及び塩釜海上保安部にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。

(事故調査委員会)

第 49 条 市長は、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発防止及び事故処理の改善に資するため、必要に応じ事故調査委員会を設置するものとする。

第 14 章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

(安全教育)

第 50 条 安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理員、陸上作業員、船内作業員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理に関する諸規程(この規程、運航基準、作業基準、事故処理基準及び災害時の職員活動マニュアルをいう。)、船員法(昭和 22 年法律第 100 号)及び海上衝突予防法(昭和 52 年法律第 62 号)等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その周知徹底を図らなければならない。

2 運航管理者は、航路の状況、海難その他の事故及びインシデント(事故等の損害を伴わない危険事象)事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

(操練)

第 51 条 船長は、船員法第 14 条の 3 第 2 項に定める操練を行ったときは、その実施状

況を運航管理者に報告するものとする。

(訓練)

第 52 条 安全統括管理者及び運航管理者は、市長の支援を得て事故処理に関する訓練を計画し、年 1 回以上これを実施しなければならない。

2 前項の訓練は、担当課体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとし、前条の操練は当該訓練に併せて実施することができる。

3 訓練の前後には打合せを行い、特記事項があれば市長へ意見具申する。

(記録)

第 53 条 運航管理者は、前 3 条の教育等を実施したときは、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

(内部監査及び見直し)

第 54 条 内部監査を行う者は、市長の支援を得て関係者とともに年 1 回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中及び航海中の船舶について行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合には速やかに実施する。

2 内部監査にあたっては、市長は、その重要性を担当課内に周知徹底する。

3 内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。

4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。

5 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行うほか、特に陸上側の安全マネジメント態勢については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

第 15 章 雑則

(安全管理に関する諸規程等の備付け等)

第 55 条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理に関する諸規程(この規程、運航基準、作業基準、事故処理基準及び災害時の職員活動マニュアルをいう。)及び運航基準図を船舶、営業所その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備付けておかななければならない。

2 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報伝達)

第 56 条 安全統括管理者は、パソコン、課内 LAN 等を活用した輸送の安全の確保に関する情報のデータベース化を行うとともに容易なアクセス手段を用意する。

2 輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、市長への直接上申する手段(庁内メール等)を用意する。

3 安全統括管理者は前項の上申又はその他の手段により安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況等について市民生活部へ周知する。

4 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を適宜の方法により外部に公表しなければならない。また、輸送の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表する。

(その他)

第 57 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この庁訓は、平成 18 年 12 月 21 日から施行し、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

(塩竈市営汽船運航管理規程の廃止)

2 塩竈市営汽船運航管理規程(平成 8 年庁訓第 24 号)は、廃止する。

附 則(平成 23 年 6 月庁訓第 33 号)

この庁訓は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 2 月庁訓第 2 号)

この庁訓は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 4 月庁訓第 30 号)

この庁訓は、公布の日から施行する。

運 航 基 準

目 次

第 1 章 目的(第 1 条)

第 2 章 運航の可否判断(第 2 条—第 4 の 2 条)

第 3 章 船舶の航行(第 5 条—第 13 条)

附 則

令和 4 年 4 月 1 日
塩 竈 市

第 1 章 目的

(目的)

第 1 条 この基準は、[塩竈市営汽船安全管理規程\(平成 18 年庁訓第 34 号\)](#)に基づき、塩竈—朴島航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第 2 章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第 2 条 船長は、発航前に運行の可否判断を行い、発航地港内の気象、海象が次に掲げる条件の 1 に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速	15M/S 以上	波高	1.0M 以上	視程	500M 以下
----	----------	----	---------	----	---------

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象、海象(視程を除く。)に関する情報を確認し次に掲げる条件の 1 に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速	15M/S 以上	波高	1.5M 以上
----	----------	----	---------

3 船長は、前 2 項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第 3 条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあると認めるとき又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更等の適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

風速	波高
12M/S 以上 (船首尾方向の風を除く。)	波高 1.2M 以上

3 船長は、航行中、周囲の気象、海象(視程を除く。)に関する情報を確認し、次に掲げる条件の 1 に達するおそれがあると認められるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風速	15M/S 以上	波高	1.5M 以上
----	----------	----	---------

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともにそのときの状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基

準経路変更の措置をとらなければならない。

視程 500M 以下

(入港の可否判断)

第4条 船長は、着岸予定地港内の気象、海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の1に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

風速 15M/S 以上	波高 1.0M 以上	視程 500M 以下
-------------	------------	------------

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航の中止の措置及び協議の内容を検査簿、点検簿、航海日誌等に記録するものとする。この場合において、運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載する。

第3章 船舶の航行

(運航基準図)

第5条 運航基準図に記載すべき事項は、次のとおりとする。なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項については運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれらの相互間の距離
 - (2) 航行経路(針路、変針点、基準経路の名称等)
 - (3) 標準運航時刻(起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻)
 - (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
 - (5) 通航船舶、漁船等により、通常船舶が輻輳する海域
 - (6) 船長が運航管理者と連絡をとるべき地点
 - (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
 - (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項
- 2 航路における甲板上の指揮は原則として、船長が全区間これを行う。

(基準経路)

第6条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり常用(第1)基準経路及び第2基準経路、第3基準経路の3経路とする。

2 基準経路の使用基準は、次表のとおりとする。

名称	使用基準
常用(第1)基準経路	周年
第2基準経路	潮位の基準水面がマイナス80cmを超えるとき。陰田島、水島周辺海域の波高が1.2mを越えるとき。

第3基準経路	常用基準経路を安全に航行できないとき。水島周辺海域の波高が1.2mを越えるとき。ただし、潮位の基準水面がマイナス50cmを超えるときは、石浜水道側を航行する。
--------	---

- 3 船長は、第2基準経路及び第3基準経路を航行しようとするときは、発航前(発航後にあっては事前)に運航管理者にその旨を連絡しなければならない。
- 4 船長は、気象、海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。ただし、緊急の場合等であって事前に協議できないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。
- 5 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

(速力基準等)

第7条 速力基準は、次表のとおりとする。

速力区分	しおじ		うらと		しおね	
	速力	毎分機関回転数	速力	毎分機関回転数	速力	毎分機関回転数
最微速	1ノット	400rpm	1ノット	700rpm	2ノット	700rpm
微速	2ノット	700rpm	9ノット	1400rpm	10ノット	1300rpm
半速	6ノット	1200rpm	12ノット	1700rpm	13ノット	1650rpm
航海速力	11ノット	1670rpm	15ノット	2000rpm	15ノット	1900rpm

- 2 船長は、速力基準表を船室内及び機関室の操作する位置から見やすい場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋内に備え付けておかなければならない。

(特定航法)

第8条 次の各号に掲げる水路を航行するときの航法は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 塩釜一代ヶ崎水路 船舶は、出航しようとするときは水路の右側を航行し、青葉水路の入口で直進する他船のないことを確認のうえ左折進入しなければならない。
- (2) 野々島一石浜水路 船舶は、水路に入る直前、水路を航行する船舶の有無を確認のうえ横断しなければならない。特に、柏木島付近を航行する場合は、原則として半速とし、他の船舶の動静に十分留意して航行しなければならない。
- (3) 塩釜港内 出港船舶は、籬島付近までは半速以下の速力とし、入港船舶は籬島付近にいたった際には半速以下に減速し入港するものとする。

(通常連絡等)

第9条 船長は、基準経路上の次の(1)の地点を通過したときは、運航管理者あて、次

の(2)の事項を連絡しなければならない。

- (1) 陰田島地点
- (2) 連絡事項
 - ア 通過地点名
 - イ 通過時刻
 - ウ 天候、風向、風速、波浪、視程の状況
 - エ その他入港時刻等運航管理上必要と認める事項

2 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第 10 条 船長と運航管理者の連絡は、次の方法による。

区分	連絡先	連絡方法
通常の場合	塩竈市市民生活部浦戸振興課	F3E156.8MHz 無線電話
緊急の場合	塩竈市市民生活部浦戸振興課	F3E156.8MHz 無線電話

(入港連絡等)

第 11 条 船長は、入港 5 分前になったときは、運航管理者に次の事項を連絡する。

- (1) 入港予定時刻
 - (2) 運航管理者又は運航管理補助者の援助を必要とする事項
- 2 前項の連絡を受けた運航管理者又は運航管理補助者は、船長に次の事項を連絡する。
- (1) 着岸岸壁の使用船舶の有無
 - (2) 着岸岸壁付近の停泊船舶の状況
 - (3) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪(風浪、うねりの方向、波高)及び潮流(流向、流速)
 - (4) その他操船上の参考となる事項

(機器点検)

第 12 条 船長は、入港着岸(棧)前、棧橋手前 500 メートルの入港地の安全な海域において、機関の後進(CPP の場合は翼角作動)、舵等の点検を実施する。

(記録)

第 13 条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更を行った場合は、その内容を運航管理日誌、航海日誌等に記録するものとする。

附 則

この庁訓は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月庁訓第 35 号)

この庁訓は、平成 18 年 12 月 21 日から施行し、改正後の塩竈市営汽船運航基準の規

定は、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 23 年 6 月庁訓第 31 号)

この庁訓は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 6 月庁訓第 33 号)

この庁訓は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月庁訓第 45 号)

この庁訓は、平成 23 年 9 月 9 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月庁訓第 15 号)

この庁訓は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

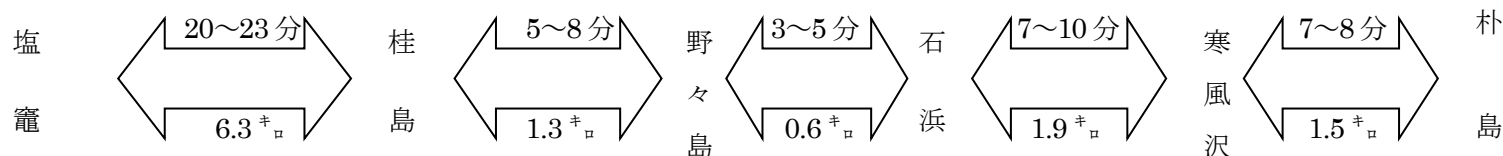
附 則(令和 4 年 4 月庁訓第 30 号)

この庁訓は、公布の日から施行する。

運航基準図

塩竈～朴島間 ⇒ 所要時間 40～54分 ・ 総距離数 11.6 km

(1) キロ程



(2) 運航経路 運航基準図による。

(3) 運航ダイヤ

令和4年4月1日改定

【下り】 塩竈 ⇒ 朴島							【上り】 朴島 ⇒ 塩竈						
便	塩竈発	桂島	野々島	石浜	寒風沢	朴島	便	朴島	寒風沢	石浜	野々島	桂島	塩竈着
◎1	5:50	6:10	6:17	6:21	6:28	6:35	◎1	6:00	6:07	6:14	6:18	6:25	6:45
2	7:15	7:38	7:46	7:51	8:01	8:09	2	6:40	6:47	6:54	6:58	7:05	7:25
3	9:30	9:53	10:01	10:06	10:16	10:24	3	8:15	8:23	8:33	8:38	8:46	9:09
4	11:00	11:20	11:27	11:31	11:38	11:45	4	10:50	10:58	11:08	11:13	11:21	11:44
5	13:00	13:23	13:31	13:36	13:46	13:54	5	12:00	12:07	12:14	12:18	12:25	12:45
6	15:30	15:53	16:01	16:06	16:16	16:24	6	14:00	14:08	14:18	14:23	14:31	14:54
7	18:15	18:35	18:40	18:43	18:50	18:55	7	16:30	16:38	16:48	16:53	17:01	17:24
							★8	18:55	(直 行 便)				19:25

※ ◎印 日曜日、祝日、年末年始(12/31～1/3)、月遅れ盆(8/14～8/16)は運休

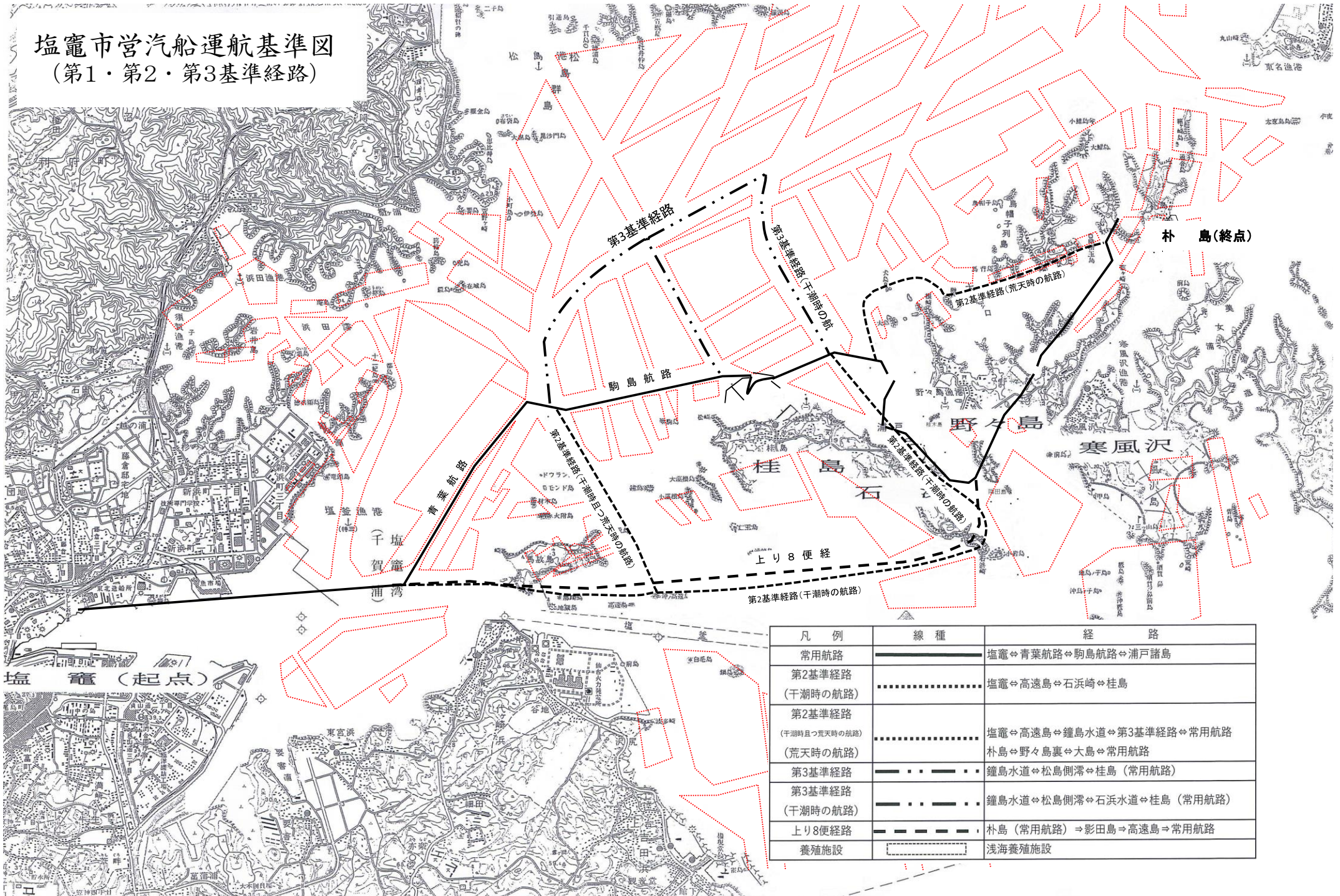
※ ★印 火曜日、金曜日のみ運航。朴島～塩竈間の直行便
但し、祝日、年末年始(12/31～1/3)月遅れ盆(8/13～8/16)は運休

※ 必要に応じ臨時便あり

(4) 通常船舶がふくそうする海域 特になし

(5) 船長が運航管理者と連絡をとるべき地点 陰田島地点

塩竈市営汽船運航基準図 (第1・第2・第3基準経路)



凡例	線種	経路
常用航路	——	塩竈⇨青葉航路⇨駒島航路⇨浦戸諸島
第2基準経路 (干潮時の航路)	塩竈⇨高遠島⇨石浜崎⇨桂島
第2基準経路 (干潮時且つ荒天時の航路)	塩竈⇨高遠島⇨鐘島水道⇨第3基準経路⇨常用航路 朴島⇨野々島裏⇨大島⇨常用航路
第3基準経路	- - - -	鐘島水道⇨松島側湊⇨桂島 (常用航路)
第3基準経路 (干潮時の航路)	- . - . - .	鐘島水道⇨松島側湊⇨石浜水道⇨桂島 (常用航路)
上り8便経路	- - - - -	朴島 (常用航路) ⇨影田島⇨高遠島⇨常用航路
養殖施設	□	浅海養殖施設

作 業 基 準

目 次

第 1 章 目的(第 1 条)

第 2 章 作業体制(第 2 条)

第 3 章 危険物の取扱い(第 3 条)

第 4 章 乗下船作業(第 4 条—第 8 条の 2)

第 5 章 旅客の遵守事項等の周知(第 9 条・第 10 条)

附 則

平成 18 年 10 月 1 日
塩 竈 市

第 1 章 目的

(目的)

第 1 条 この基準は、[塩竈市営汽船安全管理規程\(平成 18 年庁訓第 34 号\)](#)に基づき塩釜一朴島航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第 2 章 作業体制

(作業体制)

第 2 条 陸上作業員及び船内作業員の配置は、次の区分による。

- (1) 陸上作業 運航管理者又は運航管理補助者(運航管理者代行を含む)は、陸上作業員を指揮して、陸上において乗船待機中の旅客の整理、乗下船する旅客の誘導、船舶の離着岸時の綱取り綱放し等の作業を実施する。(ただし、離島各港においては適用しない。)
- (2) 船内作業 船長は、船内作業員を指揮して、船舶上において乗下船する旅客の誘導並びに離着岸における諸作業を実施する。ただし、離島各港における乗下船旅客の誘導、並びに離着岸における諸作業等も同様とする。

第 3 章 危険物の取扱い

(危険物等の取扱い)

第 3 条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和 32 年運輸省令第 30 号)等の関係法令に定めるところにより行うものとする。

- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引受けるものとする。ただし、原則として船室に持込むことは拒絶しなければならない。
- 3 陸上作業員又は船内作業員は、旅客の手荷物、小荷物その他の物品が前 2 項の物品に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込み人の立会いのもと点検し、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 船長及び陸上作業員は、前 3 項の措置を講じたときは、直ちにその状況を運航管理者に報告するものとする。

第 4 章 乗下船作業

(塩釜港における乗船作業)

第 4 条 旅客の乗船は、原則として離岸 20 分前とする。

- 2 旅客の乗船時刻になったときは、船内作業員は舷門を開放し旅客を誘導して乗船を開始するものとする。
- 3 陸上作業員は、旅客を乗船口に誘導する。
- 4 陸上作業員又は船内作業員は、乗船客数(無料幼児を含む。)を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、運航管理者及び船長に乗船旅客数を報告する。

(寄港地及び終点港における乗船作業)

第 4 条の 2 旅客の乗船は、歩み板等の架設をし陸側及び船側に誘導、監視員を配置し

た後開始する。

- 2 船内作業員は、乗船客数(無料幼児を含む。)を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して船長に報告する。

(塩釜港における離岸作業)

第 5 条 運航管理者は、離岸準備作業完了後適切に出港を放送させる(発航の合図をさせる。)とともに、見送人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障のないことを確認して、その旨を船内作業員に連絡し陸上作業員を所定の位置に配置する。

- 2 運航管理者は、船長の連絡により陸上作業員を指揮して、迅速確実に係留索を放す。

(寄港地及び終点港における離岸作業)

第 5 条の 2 船内作業員は、旅客の乗船が完了したときは、その旨船長に報告し、船長の指示により迅速に離岸作業を行う。

(塩釜港における着岸作業)

第 6 条 運航管理者は、船舶の着岸時刻 5 分前までに、綱取りその他作業に必要な作業員を配置する。

- 2 運航管理者は、陸上作業員を指揮して、迅速確実に綱取り作業を実施する。この場合、作業員が係留索の急な緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。
- 3 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

(係留中の保安)

第 7 条 船長及び運航管理者は、係留中旅客及び車両の安全に支障のないよう、係留方法や歩み板等の保安等に十分留意する。

(塩釜港における下船作業)

第 8 条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨を運航管理者に連絡し陸上作業員及び船内作業員に合図する。

- 2 船内作業員は、陸上作業員と協力して歩み板等を架設し、架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させ下船完了後舷門を閉鎖し船長に報告する。

(寄港地及び終点港における下船作業)

第 8 条の 2 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨を船内作業員に合図する。

- 2 船内作業員は、歩み板等を架設し、架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させ下船完了後舷門を閉鎖し船長に報告する。

第 5 章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第 9 条 運航管理者又は運航管理補助者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示場所は、旅客待合所又は発着場とする。

- (1) 旅客は乗下船時及び船内においては係員の指示に従うこと。
- (2) 船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第 10 条 船長は、旅客が乗船している間適宜の時間に次の事項を放送等(ビデオ放送その他の方法を含む。)により周知しなければならない。

- (1) 旅客の禁止行為が掲示されている場所及びその主要事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領(非常信号、避難経路等)
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 下船及び非常の際には、係員の指示に従うこと。

附 則

この庁訓は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月庁訓第 36 号)

この庁訓は、平成 18 年 12 月 21 日から施行し、改正後の塩竈市営汽船作業基準の規定は、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

事 故 処 理 基 準

目 次

第 1 章 総 則(第 1 条—第 3 条)

第 2 章 事故発生時の通報(第 4 条・第 5 条)

第 3 章 事故の処理等(第 6 条—第 10 条)

附 則

令和 4 年 4 月 1 日
塩 竈 市

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、本市の運航中の船舶に係る事故の処理に関し、[塩竈市営汽船安全管理規程\(平成18年庁訓第34号\)](#)の運用上の基準を明確にすることにより、事故処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全を他に優先して確保するとともに被害を最小限に食い止め、事故の原因を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故の範囲)

第2条 この基準において「事故」とは、本市の運航中の船舶に係る事故又は事件(以下「事故」という。)で、次に掲げるものをいう。

- (1) 旅客、乗組員又はその他乗船者の死亡、行方不明、重大な負傷若しくは疾病又はその他重大な人身事故(以下「人身事故」という。)
- (2) 衝突、乗り上げ、火災、浸水、行方不明、重大な機関故障又はその他救助を必要とする船舶の事故
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天による運航の障害
- (4) 強取、乗っ取り、殺人、障害又は暴行等の不法行為による障害

(軽微な事故への準用)

第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の本市の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

第2章 事故発生時の通報

(非常連絡)

第4条 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

2 船長の海上保安官署等への連絡は、初動時は「118番」によるものとし、以後、[別表](#)により関係機関へ連絡するものとする。

3 運航管理者は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話(ファックスを含む)又は口頭で運輸局等に報告するものとする。

4 [第2条第1号](#)から[第3号](#)までに規定する事項に至る可能性が高い事態(以下「インシデント」という。)が発生したときは、被害発生に及ばないことを見極めた上、後日資料化するものとし、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。

5 非常連絡は、原則として、[別表](#)によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局等及び海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

(非常連絡事項)

第5条 事故が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

- (1) 全事故に共通する事項
 - ア 船名
 - イ 日時
 - ウ 場所
 - エ 事故の種類

- オ 死傷者の有無
- カ 救助の要否
- キ 当時の気象、海象

(2) 事故態様による事項

	事故の種類	連絡事項
a	衝突事故	① 衝突の状況(衝突時の両船の針路、速力等) ② 船体、機器の損傷状況 ③ 浸水の有無(あるときはd項) ④ 流出油の有無(あるときはその程度及び防除措置) ⑤ 自力航行の可否 ⑥ 相手船の船種、船名、総トン数、(用)船主・船長名(できれば住所連絡先) ⑦ 相手船の状況(船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否)
b	乗り上げ事故	① 乗り上げの状況(乗り上げ時の針路、速力、海底との接触ケ所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等) ② 船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③ 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮、波浪の影響 ④ 船体、機器の損傷状況 ⑤ 浸水の有無(あるときはd項) ⑥ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦ 流出油の有無(あるときは、その程度及び防除措置)
c	火災事故	① 出火場所及び火災の状況 ② 出火原因 ③ 船体、機器の損傷状況 ④ 消火作業の状況 ⑤ 消火の見通し
d	浸水事故	① 浸水箇所及び浸水の原因 ② 浸水量及びその増減の程度 ③ 船体、機器の損傷状況 ④ 浸水防止作業の状況 ⑤ 船体に及ぼす風浪の影響 ⑥ 浸水防止の見通し ⑦ 流出油の有無(あるときは、その程度及び防除措置)
e	強取、乗っ取り、殺人、傷害、暴行等の不法行為	① 事件の種類 ② 事件発生の端緒及び経緯 ③ 被害者の氏名、被害状況 ④ 被疑者の人数、氏名等 ⑤ 被疑者が凶器を所持している場合はその種類、数量等 ⑥ 措置状況など

f	人身事故 (行方不明を除く)	① 事故の発生状況 ② 死傷者数又は疾病者数 ③ 発生原因 ④ 負傷又は疾病の程度 ⑤ 応急手当の状況 ⑥ 緊急下船の必要の有無
g	旅客、乗組員等 の行方不明	① 行方不明が判明した日時及び場所 ② 行方不明の日時、場所及び理由(推定) ③ 行方不明者の氏名等 ④ 行方不明者の遺留品等
h	インシデント	① インシデントの状況 ② インシデントの原因 ③ 措置状況
i	その他の事故	① 事故の状況 ② 事故の原因 ③ 措置状況

第3章 事故の処理等

(船長のとるべき措置)

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体の保全のために船長が講ずべき必要な措置は、おおむね次のとおりとする。

(1) 海難事故の場合

- ア 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- イ 人身事故に対する早急な救護
- ウ 連絡方法の確立(船内及び船外)
- エ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- オ 2次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

- ア 被害者に対する早急な救護
- イ 不法行為者の隔離又は監視
- ウ 連絡方法の確立(船内及び船外)
- エ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- オ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

(運航管理者のとるべき措置)

第7条 運航管理者は、通常連絡、入港連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、

直ちに塩釜海上保安部等に連絡するとともに、[第4条\(非常連絡\)](#)に基づき関係者に通報しなければならない。

3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき措置はおおむね次のとおりとする。

- (1) 事故の実態は握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- (2) 塩釜海上保安部への救助要請
- (3) 行方不明の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための措置
- (7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

(事故処理組織)

第8条 事故処理の組織、編成及び職務は、次表のとおりとする。

事故処理組織表

区 分	職 務
市 長	総指揮
安全統括管理者	総指揮の補佐又は総指揮
救難対策班 班長 運航管理者 班員 運航管理補助者	事故の実態把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施、その他救難に必要な事項に関すること。

(医療救護の連絡等)

第9条 船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合にはその医師の協力を要請することとし、不在の場合は[別表](#)「非常連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもと適切な措置を講じなければならない。

(現場の保存)

第10条 船長及び運航管理者は、事故処理後関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

附 則

この庁訓は、平成8年7月1日から施行する。

附 則(平成14年4月庁訓第7号)

この庁訓は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年12月庁訓第37号)

この庁訓は、平成18年12月21日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成23年6月庁訓第31号)

この庁訓は、平成23年6月1日から施行する。

附 則(令和 2 年 7 月庁訓第 46 号)
この庁訓は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 4 月庁訓第 30 号)
この庁訓は、公布の日から施行する。

別表(第 4 条関係)

(令 2 庁訓 46・全改、令 4 庁訓 30・一部改正)

安全管理非常連絡表

